

議案第二十七号

三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例の設定について

次のとおり三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例を設定することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成四年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年参月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、三朝町立福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 町民に対する福祉サービスを総合的に行なう活動の拠点として、三朝町立福祉センター（以下「福祉センター」という。）を三朝町大字横手五十番地の四に設置する。

(利用の許可)

第三条 福祉センターを利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第四条 福祉センターの使用料は、次に定めるところによる。

- 一 町内に住所を有する者の部屋の利用については、無料とする。
- 二 町内に住所を有しない者の部屋の利用及び入浴施設の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第五条 町長は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第六条 町長は、福祉センターの施設の保全及び利用の許可に関する事務を三朝町社会福祉協議会に委託する。

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、福祉センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第四条関係）

一 町内に住所を有しない者の部屋使用料

区分	使用料		占用料金
	基本料金	追加料金	
集会室	一人半日につき 五〇〇〇円	一時間当り 二〇〇〇円	一室につき三、〇〇〇円
交流室	一人一日につき一、〇〇〇円	一時間当り 二〇〇〇円	一室につき二、〇〇〇円
教養娯楽室	一人半日につき 五〇〇〇円	一時間当り 二〇〇〇円	一室につき二、〇〇〇円
図書室	一人一日につき一、〇〇〇円	一時間当り 二〇〇〇円	一室につき二、〇〇〇円
相談室	一人一日につき一、〇〇〇円	一時間当り 二〇〇〇円	一室につき二、〇〇〇円

備考

- 1 半日とは、四時間以内の利用を、一日とは、四時間を超え八時間以内の利用をいう。
- 2 追加料金は、半日又は一日を超えて利用した場合の当該超えた時間に対する使用料金をいう。この場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として計算するものとする。
- 3 小・中学生は半額とし、乳幼児は無料とする。
- 4 部屋を占用する場合は、占用料金を加算する。

二 入浴施設使用料

区		分		料		金	
町内に住所を有する者		六十歳以上の者、心身障害者及び小人 右記以外の者		一人一回につき		無料	
町内に住所を有しない者		大人	小人	一人一回につき	一人一回につき	五〇〇円	二五〇円

備考

- 1 心身障害者とは、福祉関係法令に定める各種手帳の所持者をいう。
- 2 小人とは、小・中学生をいう。
- 3 入浴施設使用料は、乳幼児及び部屋の使用料を支払った者からは徴収しない。